

大和冷機株主総会（20160325）議事要旨

日時：2016年3月24日 10:00～11:05

場所：綿業会館7階

株主数, 2708名 出席 856名

議決権総数 513, 089個 行使数 444, 067個

1. 監査役の報告
2. 事業報告書の説明
3. 議案の説明

会社側定款の議案説明後、株主提案議案を株式会社ストラテジックキャピタル丸木から説明

まず、株主提案を行った理由をご説明します。当社の株主構成を見ると、発行済株式の約43%は、当社の創業者の尾崎一族が保有していると思われま。したがって、株主提案をしても尾崎一族の賛同が得られない限りは通らないわけです。それでは、何故、我々は株主提案を行ったのでしょうか。それは、たとえ通らなくとしても、一般株主の多くがこの株主提案に賛成していただければ、その要望として当社の取締役の皆さんに届くことになると思ったからです。

当社は上場企業として不特定多数の株主から資本を預かり、当社取締役の皆さんは株主総会で株主から選任されている以上、株主の考えに耳を傾ける義務があります。これが、昨年6月に東京証券取引所の規則となったコーポレートガバナンス・コードに記載されている「取締役は株主に対し受託者責任を負っている」という意味です。

一昨年の我々の株主提案に対しては、尾崎一族の保有する議決権を除けば、一般株主の過半数が、我々の株主提案に賛成していただきました。

今年はどうのような議決権行使結果になるのか判りませんが、やはり、多くの一般株主が、株主提案にご賛同してくださると信じております。我々の今般の株主提案の目的は、一般株主の声を経営陣に届けることにより、我々一般株主の期待に応えていただけるような株主還元に係る経営判断を期待することなのです。

今までのような、尾崎一族で多数の議決権を保有しているから何でも通ってしまうとのお考えは改めていただきたいのです。是非とも、多くの一般株主が望むことは何かという観点から、経営判断を行っていただきたいのです。

(第4号議案及び第5号議案の説明)

招集通知に記載される提案理由は簡潔にしましたので、少し補足説明いたします。

- ① 現在の当社は、会社の規模と比べ、常軌を逸するほどに巨額の現金を保有するに至っています。当社には、これ以上現金保有を増加させる合理的な理由はありません。
- ② 今後は、当社がこれ以上銀行現金を増加させても、元本保証の有価証券を取得しても、金利はゼロかマイナスであり、資産価値としては目減りする一方です。
- ③ 当社が保有する膨大な現金は、設備投資、研究開発、M&A や賃上げに使っていただくと共に、株主にも大きく還元していただきたいのです。昨年までは大分工場に投資し、昨年、一昨年と従業員皆さんの給与を増額させたことは、本当に良かったと思います。次こそは、株主還元ではありませんか。
- ④ 我々の提案通りに一株当たり62円配当すれば、おそらく株価は1300円程度にはなるでしょう。株主の皆様には、多額の配当と株価の大幅上昇という2つの効果により、喜んでいただけると確信しております。

議長が、招集通知記載の株主提案に反対の理由を読み上げる。

4. 質疑応答（当社丸木の質問に係るもののみを記載。回答は全て議長。）

① <内部留保とは何か>

当社の会長・社長が日頃から面談していただけないため、この株主総会が唯一の株主との対話の機会です。どうか、真摯に対話していただけるよう、お願いします。

招集通知に記載された、増配に関する株主提案に対する取締役会の意見として、「内部留保の確保がきわめて重要」、「内部留保の確保は必要」、「内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資する」と、「内部留保の確保」の用語が3回も登場します。この内部留保とは、具体的に何を指すのでしょうか。

<回答>

現預金です。

② <内部留保の目標額>

ここまで、内部留保の重要性を主張する以上、その目標たる数字を示す必要があります。目標額を教えてください。当社の現預金は 2006 年 12 月に初めて有利子負債を 14 億円上回った。それが毎年増加して昨年末には 462 億円まで増加したのです。既に目標額を超えているのではないのでしょうか。

<回答>

十分といえる具体的金額は決めていない。現時点では十分ではない。

③ <会社説明会、中期経営計画の開示>

当社の IR を改善していただきたいと思います。当社は、決算説明用の資料は決算短信以外には作成しておらず、会社説明会も開催していません。また、ROE の目標も無く、中期経営計画も開示していません。中津留執行役員には、面談などご対応いただき感謝しております。しかし、当社の会長・社長との面談もしていただけません。さらに、社外取締役とも面談できません。今後、今申し上げたような点を改善していただけるのでしょうか。

特に、①ROE の目標を示した中期経営計画を開示した会社説明会の開催と②代表取締役と社外取締役の機関投資家との面談、をお願いします。いずれも、昨年、東証の規則となったコーポレートガバナンス・コードで要請されていることです。

<回答>

当社としても、株主との対話や、株主の皆様への情報発信を通じて、具体的な経営戦略などに対するご理解をいただくことの重要性は理解している。このため、株主からの個別面談には、臨機応変に対応できる執行役員が誠意をもって対応している。

なお、ご指摘のコーポレートガバナンス・コードにある株主との対話の方法については、現在検討中である。

また、コードにおいても経営戦略、経営計画について開示すべきであるとの規定、また、中期経営計画は株主に対するコミットメントであるとの規定があることは認識している。経営戦略・経営計画を開示するか否か、また、中期経営計画を公表するか否かについては、コーポレートガバナンス・コード全般の取扱いを考える中で検討すべき課題であり、現時点での回答は控える。

④ <第 2 号議案の取締役選任議案について>

社外取締役も当面は面談いただけないということのようです。弊社の議

決権行使の方針として、代表取締役や社外取締役が株主と面談しないなど IR が悪い場合には、代表取締役と社外取締役の選任議案には反対することとしています。従って、弊社と弊社に 2 名の代理人を通して議決権行使を委任した「Intertrust Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of Japan-up」は、会長と社長の代表取締役 2 名と社外取締役 2 名の選任には反対します。第 2 号議案を一括で採決すると思われますので、採決の際には、正確に記録していただくことをお願いします。

⑤ <退職慰労金について>

第 3 号議案に退職慰労金の贈呈があります。株主総会で承認をもらうのであるから、実額でいくらなのか開示してください。金額が判らなければ株主としては判断のしようがありません。私は、委任された議決権も含め、この議案に反対を表明します。採決の際には私の声がかき消される可能性があるので、これも正確に記録してください。しかしながら、合理的な額なら賛成したいと思っています。昨年も質問しましたが、私は金額を教えて欲しいと言っているのです。

<回答>

具体的な金額は差し控える。退職慰労金の算定方法について説明。

⑥ <最後に>

当社が東京証券取引所にコーポレートガバナンスに関する報告書を提出する期限は、本年の 9 月であると理解しております。まだ時間的な余裕は十分ありますので、当社内の体制を整え、昨年 6 月に東京証券取引所の規則となったコーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施できるよう、準備をお願いいたします。今まで、当社は上場企業という資本主義社会の制度を活用する一方で、それに伴う責任と義務は最低限で済ませて来られました。どうか、コーポレートガバナンスに関する報告書における記載を何とかやり過ぎして当社の現状を維持するとのお考えは止めていただき、この機会に、当社のコーポレートガバナンスを実際に改善・強化していただきたいと存じます。私は、当社がコーポレートガバナンスの問題を見直して改善していただければ、株価は大きく上昇すると信じております。

5. 採決

会社提案議案は賛成多数により承認。株主提案は反対多数により否決。

なお、3月30日付で当社が提出した臨時報告書によれば、第4号議案についての議決権行使状況は、以下の通りであった。

賛成：128,177個

反対：315,790個

一昨年は、単元株が1,000株であったため議決権数が1/10であったが、以下の通りであった。

賛成：10,964個

反対：29,976個

それぞれ、尾崎一族の保有する議決権数は、約220,000個、22,000個であったと推定されるが、本年は、株主提案に賛成した一般株主が大きく増加したことになる。

以上